

# 契 約 書

1 件 名 ○○○○○○の供給  
ただし、仕様書のとおり

2 契約金額 ￥000,000,000. -  
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ￥

「取引に係る消費税及び地方消費税の額」は、消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定により算出したもので、契約金額に100分の○○を乗じて得た額である。

3 契約期間 自 年 月 日  
至 年 月 日

4 契約保証金 免 除

上記について、名古屋港管理組合（以下「発注者」という。）と○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○（以下「受注者」という。）との間において、次の条項により供給契約を締結し、契約書2通を作成し、各自1通を保有する。

年 月 日

発注者 名古屋市港区港町1番11号  
名古屋港管理組合  
名古屋港管理組合管理者  
○○○○○ ○ ○ ○ ○ ○

受注者

(権利義務譲渡の禁止)

第1条 受注者は、この契約から生ずる一切の権利義務を第三者に譲渡し、又はその履行を委任することはできない。ただし、発注者の書面による承認を受けたときは、この限りでない。

(納入方法)

第2条 受注者は、発注者の発注あるごとに、その都度指定する期日（以下「納期」という。）までに物件を納入するものとする。

(検査)

第3条 発注者は、受注者から物件の納入があったときは、10日以内にこれを検査するものとする。

2 検査の方法は発注者の任意とし、受注者は、その決定に対して異議を申し立てることはできない。

3 検査の結果、不合格のものがあったときは、受注者は、発注者の指定する期間内に完全なものを納入しなければならない。

(危険負担)

第4条 物件の引渡し前に生じた損害は、すべて受注者の負担とする。ただし、発注者の責めに帰する場合は、この限りでない。

(代金の支払)

第5条 受注者は、前月中に納入した分をとりまとめのうえ、その代金の支払を発注者に請求するものとし、発注者は、受注者から所定の請求書を受領した日から30日以内に代金を支払うものとする。

2 前項の代金に1円未満の端数があるときは、その端数額を切り捨てるものとする。

3 この契約締結後、消費税法（昭和63年法律第108号）等の改正等によって、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の税率に変動が生じた場合は、特段の変更手続きを行うことなく、消費税等の税率の変動事由が生じた日をもって、相当額を加減したものを契約金額とする。ただし、国が定める経過措置等が適用される場合には、当該経過措置等の取扱いに従うものとする。

(納期の延長)

第6条 受注者は、天災地変その他正当な理由により受注者が納期までに物件を納入できないときは、発注者に対し発注者の定める書面により納期の延長を求めることができる。

(履行遅延による違約金)

第7条 受注者は、納期までにその債務を履行しない場合は、遅延日数に応じ、未履行部分相当額に対し年14.6%の違約金を発注者に納付しなければならない。

(事情変更)

第8条 この契約の締結後において、市場価格に著しい変動があった場合は、双方協議の上、単価の変更を行うことができるものとする。

(目的物の種類、品質又は数量に関する担保責任)

第9条 発注者は、引き渡された目的物の種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しない状態があるときは、その補修、代替物の引渡し、不足物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

2 前項に規定する場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。

3 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合には、発注者は、同項の催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

(1) 履行の追完が不能であるとき。

(2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、発注者が前項の催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(発注者の催告による解除権)

第10条 発注者は、受注者が次のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行を催告し、その期間内に履行がないときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(1) 履行期限までに債務の履行が終わらないとき又は履行の見込みがないとき。

(2) 正当な理由なく、前条第1項の履行の追完がなされないとき。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、この契約の条項に違反し、又は契約の履行につき不正行為があったとき。

(4) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の2第1項の規定により、発注者の行う監督又は検査に際してその職務執行を妨げたとき。

2 前項の解除により受注者に損害があっても、発注者はその賠償の責めを負わない。

(発注者の催告によらない解除権)

第11条 発注者は、受注者が次のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害があっても、発注者はその賠償の責めを負わない。

(1) 債務の全部の履行が不能であるとき。

(2) 受注者がその債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

(4) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその期間を経過したとき。

(5) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条第1項の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

(損害賠償)

第12条 受注者は、次のいずれかに該当する場合においては、これによって生じた損害を賠償しなければならない。

ただし、受注者の責めに帰することができない事由があるときは、この限りでない。

(1) 前2条の規定により契約が解除された場合

(2) 受注者がその契約の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の契約について履行不能となった場合

2 次に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

(1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人

(2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人

(3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により選任された再生債務者等

(目的物の種類又は品質に関する担保責任の期間)

第13条 受注者が、種類又は品質に関して契約の内容に適合しない目的物を発注者に引渡した場合において、発注者がその不適合を知った日から1年以内にその旨を受注者に通知しないときは、発注者はその不適合を理由として、履

行の追完の請求、代金の減額の請求、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができない。ただし、受注者が引渡しの際にその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

(談合その他不正行為に係る解除)

第14条 発注者は、受注者がこの契約に関して、次のいずれかに該当したときは、名古屋港管理組合財務規則(昭和39年名古屋港管理組合規則第7号)第170条第1項第3号に規定する不正行為とみなし、契約を解除することができるものとし、このため受注者に損害が生じても、発注者は、その責を負わないものとする。

- (1) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第7条第1項若しくは第2項(第8条の2第2項及び第20条第2項において準用する場合を含む。)、第8条の2第1項若しくは第3項、第17条の2又は第20条第1項の規定による命令(以下「排除措置命令」という。)を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
- (2) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして独占禁止法第7条の2第1項(同条第2項及び第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
- (3) 公正取引委員会が、受注者に独占的状态があったとして独占禁止法第8条の4第1項の規程による命令(以下「競争回復措置命令」という。)を行い、当該競争回復措置命令が確定したとき。
- (4) 受注者(法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
- (5) 受注者(法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)の刑法第198条の規定による刑が確定したとき。

2 受注者が共同企業体である場合における前項の規定については、その代表者又は構成員が同項各号のいずれかに該当した場合に適用する。

3 前2項の規定により契約が解除された場合における当該解除に係る違約金の徴収については、第12条の定めるところによる。ただし、この解除により受注者に損害を及ぼしても発注者はその責を負わない。

(談合その他不正行為に係る賠償金の支払)

第15条 受注者は、前条第1項各号のいずれかに該当するときは、発注者が契約を解除するか否かにかかわらず、賠償金として、契約金額の100分の20に相当する額を発注者が指定する期限までに支払わなければならない。受注者が契約を履行した後も同様とする。ただし、前条第1項第1号から第3号までのうち、排除措置命令、課徴金の納付命令又は競争回復措置命令の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不正な取引方法(昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号)第6項に規定する不当廉売である場合その他発注者が特に認める場合は、この限りでない。

2 受注者は、前条第1項第4号に該当し、かつ、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当したときは、前項の規定にかかわらず、契約金額の100分の30に相当する額を支払わなければならない。

- (1) 前条第1項第2号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第7条の3の規定の適用があるとき。
- (2) 前条第1項第4号に規定する刑に係る確定判決において、受注者が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
- (3) 受注者が発注者に談合その他の不正行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。

3 前2項の規定にかかわらず、発注者は、発注者に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、受注者に対しその超過分につき賠償を請求することができる。

4 前各項の場合において、受注者が共同企業体であるときは、代表者又は構成員は、賠償金を連帯して発注者に支払わなければならない。受注者が既に共同企業体を解散しているときは、代表者であった者又は構成員であった者についても、同様とする。

(暴力団等排除に係る解除)

第16条 発注者は、受注者がこの契約に関して、次のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 法人等（法人又は団体若しくは個人をいう。以下同じ。）の役員等（法人にあつては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあつては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあつてはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者（以下「暴力団関係者」という。）がいると認められるとき。
  - (2) 暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）がその法人等の経営又は運営に実質的に関与していると認められるとき。
  - (3) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしていると認められるとき。
  - (4) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
  - (5) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
  - (6) 法人等の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。
  - (7) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等から、この契約において妨害（不法な行為等で、契約等履行の障害となるものをいう。）又は不当要求（金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものとは認められないものをいう。）を受けたことを認識していたにもかかわらず、発注者への報告又は警察への被害届の提出を故意に又は正当な理由がなく行わなかった法人等
- 2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除したときは、これによって生じた発注者の損害の賠償を受注者に請求することができる。
  - 3 発注者は、第1項の規定によりこの契約を解除したことにより、受注者に損害が生じても、その責を負わないものとする  
(名古屋港管理組合財務規則等の遵守)
- 第17条 この契約の条項に定めるもののほか、受注者はこの契約の履行に関し、名古屋港管理組合財務規則その他発注者が定める条例、規則等及び関係法令等を遵守しなければならない。
- (協議)
- 第18条 この契約に定めのない事項については、双方協議の上、決定するものとする。